

福山大学 障害のある学生の支援に関するガイドライン

福山大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障害、発達障害、精神障害、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある学生（以下「障害のある学生」という。）が障害を理由として差別を受けることのないよう配慮し、必要な支援を行う。

本ガイドラインは、支援システムの基本的事項を定めるものであり、支援内容については、別に定める。

1. 基本方針

本学は、本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と分け隔てられることなく、相互の信頼と尊重の上に、有意義な学生生活を送ることができるよう支援を行う。

2. 支援の目的

本学の障害のある学生に対する支援は、必要に応じて修学上の適切で合理的な配慮を行い、障害を理由として差別的扱いを受けることがないように具体的措置を講じるとともに、障害について理解を深めることができるような啓発活動に努めることを目的とする。

3. 支援体制

本学は、障害のある学生への支援を全学的に行うために、担当副学長の下、障害のある学生対応委員会が、各学部・学科、学生課、保健管理センター（保健室・学生相談室）、学修支援相談室等の協力により、障害のある学生への相談対応、障害のある学生の修学・生活環境づくり（修学時の配慮要請、支援機器の整備及び学内施設改修提案を含む。）及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

4. 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援をする上で知り得た障害のある学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意が得られたものについて行う。

ただし、障害のある学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。